

青森県報

号外第五号

令和五年
二月六日
(月曜日)

目次

海区漁業調整委員会

○漁業法による公聴会の開催……………	(事務局) ……一
○右 同……………	(同) ……二
○東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示……………	(同) ……三
○東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示……………	(同) ……三
○東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示……………	(同) ……三
○西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示……………	(同) ……四
○西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示……………	(同) ……五
○西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示……………	(同) ……六
内水面漁場管理委員会……………	
○漁業法による公聴会の開催……………	(海区漁業調整委員会事務局) ……七

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十四条第五項の規定により、青森県東部海区漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和五年二月六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 開催期日及び開催場所

1 開催期日

令和五年二月二十一日 午後一時三十分

2 開催場所

青森市新町一丁目一の二二 アラスカ会館「エメラルドの間」

二 公述者の範囲

1 漁業権者

2 入漁権者

3 漁業権漁業の経営者

4 漁業協同組合関係者

5 その他利害関係のある者

三 漁場計画の内容等

漁場計画の内容等は、次の場所に備えおいて縦覧に供する。

1 階上町役場

2 八戸市庁

3 おいらせ町役場

4 三沢市役所

5 六ヶ所村役場

6 東通村役場

7 むつ市役所

8 風間浦村役場

9 大間町役場

10 佐井村役場

11 階上漁業協同組合

12 八戸市南浜漁業協同組合

13 八戸鮫浦漁業協同組合

14 八戸みなと漁業協同組合

15 市川漁業協同組合

16 百石町漁業協同組合

17 三沢市漁業協同組合

18 六ヶ所村漁業協同組合

19 六ヶ所村海水漁業協同組合

20 泊漁業協同組合

21 白糠漁業協同組合

22 小田野沢漁業協同組合

23 猿ヶ森漁業協同組合

24 尻屋漁業協同組合

25 岩屋漁業協同組合

26 野牛漁業協同組合

27 石持漁業協同組合

28 関根浜漁業協同組合

29 大畑町漁業協同組合

30 風間浦漁業協同組合

31 大間漁業協同組合

32 奥戸漁業協同組合

33 佐井村漁業協同組合

34 青森県漁業協同組合連合会

35 青森県三八地域農林水産部三八地方水産事務所

36 青森県下北地域農林水産部下北地方水産事務所

37 青森県海区漁業調整委員会事務局

38 その他

漁業法施行規則（令和二年七月農林水産省令第四十七号）第二十三条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和五年二月十四日までに青森県東部海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、青森

県西部海区漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和五年二月六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 重 基

一 開催期日及び開催場所

1 開催期日

令和五年二月二十日 午後一時三十分

2 開催場所

青森市新町一丁目一の二二 アラスカ会館「サファイアの間」

二 公述者の範囲

1 漁業権者

2 入漁権者

3 漁業権漁業の経営者

4 漁業協同組合関係者

5 その他利害関係のある者

三 漁場計画の内容等

漁場計画の内容等は、次の場所に備えおいて縦覧に供する。

1 深浦町役場

2 鱒ヶ沢町役場

3 つがる市役所

4 五所川原市役所

5 中泊町役場

6 秋田県八峰町役場

7 秋田県能代市役所

8 大間越漁業協同組合

9 深浦漁業協同組合

10 風合瀬漁業協同組合

11 新深浦町漁業協同組合

12 鱒ヶ沢町漁業協同組合

13 車力漁業協同組合

14 十三漁業協同組合

- 15 下前漁業協同組合
- 16 小泊漁業協同組合
- 17 秋田県漁業協同組合
- 18 秋田県漁業協同組合北部支所
- 19 八峰町峰浜漁業協同組合
- 20 能代市浅内漁業協同組合

青森県漁業協同組合連合会

青森県西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所

青森県海区漁業調整委員会事務局

秋田海区漁業調整委員会事務局

秋田県農林水産部水産漁港課

四 その他

漁業法施行規則（令和二年七月農林水産省令第四十七号）第二十三条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和五年二月十四日までに青森県西部海区漁業調整委員会に申し出なければならない。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年二月六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあつては百六十キロワット以下
- 2 五十トン以上十トン未満の動力船にあつては百二十キロワット以下
- 3 五十トン未満の動力船にあつては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いか釣り漁業

四 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年二月六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五十トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

2 期間 令和五年六月一日から令和六年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和五年度青森県東部海区いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

- 1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めたる者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

3 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

4 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあっては八戸漁業指導協会）を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年二月六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスル

メイカの採捕を目的とし、総トン数一トン以上（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン以上）五トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「自家用釣餌用いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業してはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

ただし、青森県下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以東の海域を除く。

2 期間 令和五年六月一日から令和六年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和五年度青森県東部海区自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 採捕したスルメイカは陸揚げしてはならない。

2 手釣、竿釣以外の漁法で操業してはならない。

3 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

4 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いか釣り漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業をしてはならない。

2 むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

六 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年二月六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 富 田 重 基

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあつては百六十キロワット以下
 - 2 五トン以上十トン未満の動力船にあつては百二十キロワット以下
 - 3 五トン未満の動力船にあつては九十キロワット以下
- なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、スルメイカの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、スルメイカを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、スルメイカを対象に操業する小型いか釣り漁業

四 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県西部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年二月六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 富 田 重 基

一 操業の承認

次の区域及び期間において、スルメイカの採捕を目的とし、総トン数五十トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業してはならない。

- 1 区域 青森県西部海区海域
- 2 期間 令和五年六月一日から令和六年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和五年度青森県西部海区いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

- この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。
- 1 前年度において、この漁業を操業した実績を有する者
- 2 委員会が事情やむを得ないと認めた者
- 4 承認を受けた者の遵守事項

四 承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。
- 2 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。
- 3 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。
- 4 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。
- 5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するに当たっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するに当たっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

六 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県西部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和五年二月六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 重 基

一 操業の承認

次の区域及び期間において、釣漁業、はえなわ漁業のための自家用釣餌用のスルメイカの採捕を目的とし、総トン数五トン未満の動力漁船により行ういか釣り漁業（以下「自家用釣餌用いか釣り漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

ただし、青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線（以下「龍飛白神線」という。）以東の海域において、総トン数一トン未満船（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録されている場合（以下「旧トンの場合」という。）は一・五〇トン未満船）により自家用釣餌用いか釣り漁業を営む者は、この限りでない。

1 区域

(一) 青森県日本海海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ直線より西側の海域。

(二) 青森県津軽海峡西部海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ直線より東側の津軽海峡西部海域。ただし、青森県下北郡焼山埼から青森県東津軽郡明神埼灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた陸奥湾を除く。

2 期間 令和五年六月一日から令和六年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに、別に定める「令和五年度青森県西部海区自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象者

この漁業の承認の対象者は次のとおりとする。

1 青森県日本海海域

(一) 外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町及び深浦町に居住し、前年度において、この漁業をした実績を有する者

(二) 委員会が事情やむを得ないと認めた者

2 青森県津軽海峡西部海域

(一) 外ヶ浜町、今別町、大間町、風間浦村、むつ市大畑町に居住し、前年度において、この漁業をした実績を有する者

(二) 委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 承認を受けた者の遵守事項

承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 採捕したスルメイカは、陸揚げしてはならない。

2 自動いか釣り機の台数は、四台以内とする。ただし、龍飛白神線以东においては、これを使用してはならない。

3 操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

4 委員会が定める船体用標識を船橋楼両側面の最も見やすい場所に表示すること。

5 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

6 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

五 操業者の遵守事項

自家用釣餌用いか釣り漁業を操業する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 総トン数一トン未満船（旧トンの場合は一・五〇トン未満船）は、夜間操業をしてはならない。

六 指示の有効期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項の規程において準用する第六十四条第五項の規定により、青森県内水面漁場計画に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和五年二月六日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

一 開催期日及び開催場所

1 開催期日

令和五年二月二十一日 午前十一時

2 開催場所

青森市新町一丁目一の一の二二 アラスカ会館「サファイアの間」

二 公述者の範囲

1 漁業権者

2 入漁権者

3 漁業権漁業の経営者

4 漁業協同組合関係者

5 その他利害関係のある者

三 漁場計画の内容等

漁場計画の内容等は、次の場所に備えおいて縦覧に供する。

1 青森市役所

2 弘前市役所

3 八戸市庁

4 黒石市役所

5 五所川原市役所

6 十和田市役所

7 三沢市役所

8 むつ市役所

9 つがる市役所

10 平川市役所

11 平内町役場

12 今別町役場

13 蓬田村役場

14 外ヶ浜町役場

15 鱒ヶ沢町役場

16 深浦町役場

17 西目屋村役場

18 藤崎町役場

19 大鰐町役場

20 田舎館村役場

21 板柳町役場

22 鶴田町役場

23 中泊町役場

24 野辺地町役場

25 七戸町役場

26 六戸町役場

27 横浜町役場

28 東北町役場

29 六ヶ所村役場

30 おいらせ町役場

31 大間町役場

32 東通村役場

33 風間浦村役場

34 佐井村役場

35 三戸町役場

36 五戸町役場

37 田子町役場

38 南部町役場

- 39 階上町役場
- 40 新郷村役場
- 41 新深浦町漁業協同組合
- 42 深浦漁業協同組合
- 43 追良瀬内水面漁業協同組合
- 44 大童子川内水面漁業協同組合
- 45 鱒ヶ沢町漁業協同組合
- 46 赤石地区漁業協同組合
- 47 中村川振興漁業協同組合
- 48 西津軽新田漁業協同組合
- 49 十三漁業協同組合
- 50 車力漁業協同組合
- 51 岩木川漁業協同組合
- 52 平川内水面漁業協同組合
- 53 浅瀬石川漁業協同組合
- 54 旧十川漁業協同組合
- 55 三厩漁業協同組合
- 56 今別町内水面漁業協同組合
- 57 蟹田川漁業協同組合
- 58 甲田内水面横内漁業協同組合
- 59 野内川漁業協同組合
- 60 野辺地川漁業協同組合
- 61 川内町内水面漁業協同組合
- 62 風間浦漁業協同組合
- 63 大畑町漁業協同組合
- 64 野牛漁業協同組合
- 65 猿ヶ森漁業協同組合
- 66 老部川内水面漁業協同組合
- 67 六ヶ所村海水漁業協同組合
- 68 六ヶ所村漁業協同組合
- 69 小川原湖漁業協同組合
- 70 奥入瀬川漁業協同組合

- 71 馬淵川漁業協同組合
- 72 三戸漁業協同組合
- 73 新井田川漁業協同組合
- 74 島守漁業協同組合
- 75 青森県内水面漁業協同組合連合会
- 76 青森県三八地域県民局地域農林水産部三八地方水産事務所
- 77 青森県下北地域県民局地域農林水産部下北地方水産事務所
- 78 青森県西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所
- 79 青森県海区漁業調整委員会事務局
- 四 その他

漁業法施行規則（令和二年七月農林水産省令第四十七号）第二十三条の規定により公聴会に出席して公述しようとする者は、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする公述の概要を令和五年二月十四日までに青森県内水面漁場管理委員会に申し出なければならない。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円